

保税工場許可の承継の公告

関税法第61条の4の規定により下記のとおり保税工場許可の承継を承認したので、同条の規定により公告する。

令和8年3月4日

名古屋税関長 奈良井 功

記

- 承継後の法人の住所及び名称
大阪府大阪市北区大深町3番1号
株式会社ダイセル
- 承継に係る保税工場の名称及び所在地
ポリプラスチック株式会社富士工場 保税工場
静岡県富士市宮島字冷島1310番2
静岡県富士市宮島字三軒家1369番1
静岡県富士市宮島字三軒家1370番1
静岡県富士市宮島字三軒家1370番2
静岡県富士市宮島字三軒家1371番4
静岡県富士市五貫島字川成新田1414番地
- 承継前に許可を受けていた者の住所及び名称
東京都港区港南二丁目18番1号
ポリプラスチック株式会社
- 承継後の保税工場の名称及び所在地
株式会社ダイセル富士工場 保税工場
静岡県富士市宮島字冷島1310番2
静岡県富士市宮島字三軒家1369番1
静岡県富士市宮島字三軒家1370番1
静岡県富士市宮島字三軒家1370番2
静岡県富士市宮島字三軒家1371番4
静岡県富士市五貫島字川成新田1414番地
- 承継された許可期間
自 令和 8年 4月 1日
至 令和 8年12月31日